

市と市民公益活動団体（NPO）との協働事業等に関する取り組み状況調べ（令和元年度版）

1 調査の趣旨

21世紀の社会サービスの新たな担い手として、市民生活上の課題を解決する上で重要な役割を果たすことが期待されている市民公益活動団体と市との協働事業及び市の市民公益活動団体への支援について、現況を把握するために調査を行うものです。

※市民公益活動とは、次の条件を満たす活動をいう。

- (1) 市民の自主的な活動であること。(市民が自由な発想で、自発的に行う活動であること。)
- (2) 市を基盤とする活動であること。
- (3) 営利を目的としない活動であること。(その活動から利益を生み出すことを禁ずるのではなく、利益を出資者、構成員に分配することを禁止する。)
- (4) 公益性を有する活動であること。(不特定かつ多数の者の利益を始めとする、広く社会全般の利益を図るための活動であること。)
- (5) 宗教・政治活動を目的とする活動でないこと。
- (6) 反社会的な活動でないこと。(市民生活上の秩序や安全に脅威を与える活動でないこと。)

※市と市民公益活動団体との協働の原則は、次のとおりとする。

- (1) 市民ニーズ及び社会課題に対応するための共通の目的・課題があること。
- (2) 市と市民公益活動団体は対等の立場に立つこと。
- (3) 市と市民公益活動団体がそれぞれの長所、短所や立場等を理解し合うこと。
- (5) 市民公益活動団体の活動が自立化する方向で協働を進めること。
- (6) 市と市民公益活動団体の関係が公開されていること。
- (7) 目標の達成（又は未達成）によって関係を終了することを明確にしておくこと。

※市の市民公益活動団体への支援の原則は、次のとおりとする。

- (1) 行政の過度な干渉をなくし、市民公益活動団体の自主性・自立性が促進されるよう支援を行う。
- (2) 市は、協働の原則に従い、ルールを明確にした上で、公平・公正に支援を行う。
- (3) 支援の内容や手続きを一般に公開するとともに、支援を受ける市民公益活動団体も、その活動内容について情報を公開する。